



日向市公告第 13 号

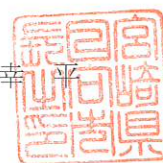
公 告

次の森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により  
経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 10 日

日向市長 十 屋 幸 平



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
R4-1	東郷町山陰字 崎山乙 2267-7	6-イ-21 6-イ-22	山林	1.38 (施行面積 1.29)	5 年	切捨間伐

2 縦覧場所 日向市ウェブサイト

3 本公告により、日向市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。